

福井県議会会議規則の一部を改正する規則（案）

福井県議会会議規則（昭和四十八年福井県議会規則第一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(欠席の届出)</p> <p>第二条 議員は、公務、疾病、出産、<u>育児、介護</u>その他の事由のため出席できないときは、その理由を付し、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。</p> <p>(議案の提出)</p> <p>第十四条 議員が議案を提出しようとするときは、その案を備え、理由を付し、<u>法第百十二条第二項の規定によるものについては所定の賛成者とともに、</u>その他のものについては二人以上の賛成者とともに氏名を記載して、議長に提出しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(修正の動議)</p> <p>第十七条 修正の動議は、その案を備え、<u>法第百十五条の三の規定によるものについては所定の発議者の氏名を、</u>その他のものについては二人以上の賛成者とともに氏名を記載して、議長に提出しなければならない。</p> <p>(請願書の記載事項等)</p> <p>第八十九条 請願書には、邦文を用い、請願の趣旨、提出年月日、<u>請願者の氏名および住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名および主たる事務所の所在地）</u>ならびに請願を紹介する議員の氏名を記載しなければならない。</p>	<p>(欠席の届出)</p> <p>第二条 議員は、公務、疾病、出産その他の事由のため出席できないときは、その理由を付し、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。</p> <p>(議案の提出)</p> <p>第十四条 議員が議案を提出しようとするときは、その案を備え、理由を付し、<u>法第百十二条第二項の規定によるものについては所定の賛成者とともに連署し、</u>その他のものについては二人以上の賛成者とともに連署して、議長に提出しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(修正の動議)</p> <p>第十七条 修正の動議は、その案を備え、<u>法第百十五条の三の規定によるものについては所定の発議者が連署し、</u>その他のものについては二人以上の賛成者とともに連署して、議長に提出しなければならない。</p> <p>(請願書の記載事項等)</p> <p>第八十九条 請願書には、邦文を用い、請願の趣旨、提出年月日<u>および請願者の住所（法人の場合にはその所在地）</u>を記載し、請願者（<u>法人の場合にはその名称を記載し、代表者）</u>が署名し、または記名押印しなければならない。</p>

2| (略)

(請願文書表)

第九十条 (略)

2 (略)

3 請願文書表には、請願者が複数の場合はほか何人と、同一議員の紹介による同一内容の請願が複数ある場合はほか何件と記載する。

(懲罰動議の提出)

第一百八条 懲罰の動議は、文書をもって所定の発議者が氏名を記載して、議長に提出しなければならない。

2 (略)

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

提案理由

欠席事由の追加および請願における署名、押印等の廃止に伴い、所要の規定を整備するため、この案を提出する。

2 請願を紹介する議員は、請願書の表紙に署名し、または記名押印しなければならない。

3| (略)

(請願文書表)

第九十条 (略)

2 (略)

3 請願書のうち、請願者数人連署のものにあつてはほか何人と、同一議員の紹介による数件の同一内容のものにあつてはほか何件と記載する。

(懲罰動議の提出)

第一百八条 懲罰の動議は、文書をもって所定の発議者が連署して、議長に提出しなければならない。

2 (略)